

# 運 行 管 理 規 程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規定は、運行管理者(以下【管理者】という)が事業用自動車(以下「車両」という)の運行の安全管理及び乗務員の指導監督について執行する職務ならびに必要な権限について定める。

### (運行管理者及び補助者の選任等)

第 2 条 1. 管理者及び補助者の選任は自動車運送事業等運輸規則(以下「運輸規則」という)第 30 条第 1 項の規程に基づき選任し、代表者が任命し氏名を社内の見易い所に掲示して、全職員に周知徹底を図ること。  
2. 管理者の選任または解任等については、その日から 15 日以内に当該営業所を管轄する陸運支局長に届出する。

### (運行管理の組織)

第 3 条 運行管理業務は運送事業の基幹をなすものであり、その組織は次の通りとする。  
(1) 管理者は代表者の指示により運行管理業務全般について処理する。但し、重要事項の発生その他必要ありと認める時は代表者の指示を受ける。  
(2) 補助者は管理者の指示により、運行管理業務を補佐する。但し、管理者が不在のときは、その業務を代行できる。  
(3) 乗務員に対しては法令、社内規則及び管理者または補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせる。

### (管理者及び補助者の勤務時間等)

第 4 条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。但し、車両の運行中は必ず営業所に執務しなければならない。

### (管理者と補助者との関係)

第 5 条 1. 管理者は補助者に対し代行させる職務の範囲と、その執行方法を明確に指示する。  
2. 管理者は補助者の行なった運行管理業務についても、その責任をもつこと。  
3. 補助者は管理者の不在中に処理した項目を管理者に報告すること。

## 第 2 章 権限及び職務

### (権限)

- 第 6 条 1. 管理者はこの規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有する。
2. 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を代表者に助言することができる。
- 代表者は、管理者から助言があったときは、これを尊重しなければならない。

### (職務)

- 第 7 条 管理者は、運輸規則第 4 8 条に規定する事項及びこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

### (運転者として選任された者以外の者の運転禁止)

- 第 8 条 管理者は運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならない。

### (乗務員の確保)

- 第 9 条 管理者は業務の形態、運行の実態を勘案し、安全運行を確保するために必要な乗務員の確保について、代表者に実情を報告し、その処置を求めるものとする。

### (運転者の選任)

- 第 1 0 条 代表者は運転者について管理者と協議の上これを行う。

### (乗務員の指導監督)

- 第 1 1 条 管理者は運転者の運転取扱い及び技術の向上を図るため、計画的に指導を行わなければならない。

### (車掌の乗務)

- 第 1 2 条 管理者は運輸規則第 1 5 条の規定により、車両に車掌を乗務させなければならない場合は、運送の用に共してはならない。

### (点呼の実施)

- 第 1 3 条 管理者及び補助者は品位と規則を保ち厳正な点呼を行うこと。

#### (運行前点呼)

第14条 1. 管理者は、車両の乗務を開始しようとする運転者に対し、運行の安全を確保するため、次の各号により運行前点呼を行うものとする。

- (1) 原則として個人別に行うこと。
  - (2) 当該運行の出発30分前から遅くても出発の10分前までに行うこと。
  - (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
  - (4) 運行前点検結果の確認をすること。
  - (5) 運転者より、疾病疲労等その日の心身状況を聴取するとともに、本人の健康状態及び服装等を観察してサービスの適否を確認すること。
  - (6) 疾病、疲労その他の理由により運転に不適切であると認め、またはその旨本人から申し出があったときは、運転者の交替その他適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
  - (7) 天候、道路状況、経路及び作業内容を考慮し、安全運行に必要な指示を行うこと。
  - (8) 運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、携行させること。
  - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、その他業務上の定められた帳票、必要な金銭等の携行品の有無を確認するとともに、業務記録の用紙を運転者に交付すること。
  - (10) 当該運行中の車両・身体及び道路の状況等、報告すべき事項を具体的に教示しておくこと。
2. 車両の運行状況により、次に掲げる場合等前項の点呼実施場所のできない場合は、電話その他適切な方法により実施しなければならない。
- (1) 行先地から所属営業所に戻る場合
  - (2) 所属営業所から出発し行先地に宿泊する場合
  - (3) 行先地からそのまま再び他の行先地へ移動する場合

#### (運行後点呼)

第15条 1. 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により運行後点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後速やかに行うこと。
- (2) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を求めること。
- (4) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項について注意、指示を与えること。
- (5) 乗務記録その他乗務上定められた帳票、金銭及び携行品を提出させ、これを点検すること。

(6) 翌日の勤務等について指示を与えること。

(7) 車両の鍵を返納させること。

2. 前項の報告で他の乗務員又は整備管理者に関係ある事項については、それぞれ関係者に通報又は適切な指示を行い、特に異例の事項については代表者に報告し、確実に処理しなければならない。

#### (点呼の記録及び保管)

第16条 管理者は第14条・第15条の点呼を実施したときは、次に掲げる事項を記録しこれを1年間保管すること。

##### (1) 運行前点呼

- ① 点呼執行者の氏名
- ② 点呼の日時
- ③ 点呼の方法(面接・電話等の別)
- ④ 運転者名
- ⑤ 運転者の疾病・疲労等の状況
- ⑥ 乗務する自動車の登録番号または識別できる記号
- ⑦ 運行前点検の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ 運行指示書
- ⑩ その他必要な事項

##### (2) 運行後点検

- ① 点呼執行者の氏名
- ② 点呼の日時
- ③ 点呼の方法(面接・電話等の別)
- ④ 自動車・道路及び運行の状況
- ⑤ 交替運転者に対する通告
- ⑥ その他必要な事項

#### (運転者台帳の作成)

第17条 管理者は常時選任された運転者とそれ以外の運転者との区別を明確にした上、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備付け、運転者の実態の把握に活用しなければならない。

- ① 運転者名、運転者の生年月日、運転者の住所
- ② 運転免許証の種類・番号・有効年月日
- ③ 雇用関係
- ④ 採用年月日

⑤ その他必要な事項

(乗務員の服務規律の徹底)

第18条 管理者は運行の安全及び服務について乗務員に対し指導徹底を図る。

(休憩又は睡眠のための施設の管理)

第19条 代表者等は乗務員の休憩・睡眠のため常に必要な設備を整備し、管理者は施設・寝具等の清潔を保ち乗務員が常に良好な状態で利用できるよう施設を管理する。

(勤務時間及び乗務時間の設定)

第20条 運輸規則第21条第1項の規程により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い乗務員を車両に乗務させること。

(疾病その他安全運転等ができない恐れのある者の乗務禁止)

第21条 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある者を、車両に乗務させてはならない。

(交代運転手の配置)

第22条 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続する事が出来ない恐れがある時は、あらかじめ、交代するための運転手を配置しておかななければならない。

(乗務等の記録及び保存)

第23条 1. 管理者は運行前点呼の際に、乗務する運転者に対し乗務記録(運転日報)を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、運行後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号)
- (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに重要な経過地点並びに乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合はその地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合はその地点及び日時
- (6) 事故、著しい運行の遅延、その他異常な場合があった時はその状況及び原因
- (7) その他記録するよう指示された事項

2. 管理者は前項の記録の内容を点検確認し、必要事項について指示・注意をしなければならない。
3. 乗務記録は、記録の日から1年間保存しておかなければならない。

(運行記録計による記録)

第24条 管理者運行前点呼の際に運行記録紙を交付し、運行後点呼の際に次に掲げる事項を記入させ、提出させること。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 車両の登録番号又は識別できる記号(社内呼び記号)
- (3) 乗務の開始及び終了年月日
- (4) その他必要事項

2. 管理者は運行前点検表により運行記録計の機能が正常であることを確認するものとする。なお、異常がある場合は、修復後でなければ運行させてはならない。
3. 管理者は第1項の記録内容により、運行状況を把握し、必要により運転者に対し指導を的確に行う。
4. 記録用紙は、記録の日から1年間保存する。

(経路の調査等)

第25条 管理者は運行の主な経路における道路の状況を事前に調査し、且つ、当該経路の状態に適すると認める車両を使用すること。

(事故発生時の措置についての乗務員の指導教育)

第26条 管理者は乗務員に対し、車両の運行中、万一事故が発生した場合に措置すべき次の事項について周知徹底しておくものとする。

- (1) 死傷者のある時は、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること
- (3) 警察に報告し、指示を受けること
- (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること
- (5) 前各号の措置に関する具体的な事項は、別に定める

(事故発生時の措置)

第27条 管理者は、乗務員から事故発生した旨の連絡を受けた時は、運輸規則第18条及び第19条に定める事項について必要な措置を指示するとともに、直ちに現場に急行し、発生状況等原因を調査し事後の措置を講じなければならない。

(事故再発防止の措置)

第28条 管理者は運転者の事故の再発防止に資するため、その都度事故記録簿に記入しておかなければならない。

事故はすべて原因を究明(事故統計及び分析を含む)し、効果的な防止対策を研究するとともに、これを管理面に反映するよう努め、事故歴により各運転者別についても防止対策を研究、指導すること。

(非常信号用具)

第29条 管理者は非常信号用具、消火器等(以下「備付品」という)について、次の各号により乗務員を指導監督するものとする。

- (1) 備付品の備付を確認する。
- (2) 備付品の使用取扱方法を指導すること。
- (3) 備付品の性能検査を定期的に行わせ、性能を確保すること。

(応急用器具の備付)

第30条 運行規則第43条第2項の場合において、当該車両に非常信号用具を備えること。

(異常気象時における措置)

第31条 運輸規則第20条の規定により、管理者は天災その他の理由により輸送の安全確保に支障が生ずるおそれがあるときは、車両の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない場合において、次の各号に留意するとともに措置要領を定め、乗務員に対する適切な指示、安全等を確保するために、万全の措置を講じなければならない。

- (1)常に気象状況・道路状況に留意し、各種警報・注意報等の伝達を確実に実施し、状況により運行の継続・停止・休止及び中止、並びに退避等所定の指示を講ずること。
- (2)連絡・退避箇所の指示を含め、運行車両及び関係官庁との緊急連絡体制を整備する事。

(異常気象時の措置要領)

第32条 新聞・ラジオ等の報道に常に注意し、異常な状態が予想され運行の安全が確保できないと思われる場合、又はそのおそれのある場合は運行の中止、退避等の措置を講じなければならない。 これらの場合以外でも運行上必要な措置及び指示をすること。

(異常気象対策)

第33条 (1) 気象状況・道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台・警察・消防機関との連絡体制を確立しておくこと。

(3)降雨・降雪・強風・地震・氷結等の具体的対策を定め、運転者、管理者相互の連絡方法を確立して運転者に徹底させること。

(実施の期日)

1. 本規定は、平成18年6月1日から実施